

第七五回

参第二一号

石炭資源活用法（案）

目次

- 第一章 総則（第一条 - 第三条）
 - 第二章 石炭資源活用委員会（第四条 - 第十九条）
 - 第三章 石炭資源活用計画（第二十条 - 第二十三条）
 - 第四章 石炭資源の開発
 - 第一節 開発地域の指定等（第二十四条 - 第三十二条）
 - 第二節 施業案の認可等の制限（第三十三条 - 第三十五条）
 - 第三節 鉱区の調整（第三十六条 - 第四十二条）
 - 第五章 需給の安定（第四十三条 - 第五十条）
 - 第六章 労働者の確保（第五十一条）
 - 第七章 石炭公団
 - 第一節 通則（第五十二条 - 第五十八条）
 - 第二節 経営委員会（第五十九条 - 第六十七条）
 - 第三節 役員及び職員（第六十八条 - 第七十八条）
 - 第四節 業務（第七十九条 - 第八十三条）
 - 第五節 財務及び会計（第八十四条 - 第九十五条）
 - 第六節 監督（第九十六条・第九十七条）
 - 第七節 補則（第九十八条・第九十九条）
 - 第八章 雑則（第百条 - 第百六条）
 - 第九章 罰則（第百七条 - 第百十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、石炭が我が国におけるエネルギー資源として重要な地位を占めていることにかんがみ、石炭資源の活用を図るため、石炭資源活用委員会、石炭資源活用計画、石炭資源の開発、石炭の需給の安定のための施策等について定めることにより、石炭の計画的かつ合理的な生産及び供給を確保し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「鉱業権」、「採掘権」又は「租鉱権」とは、第二十八条を除くほか、石炭を目的とする鉱業権、採掘権又は租鉱権をいい、「鉱業権者」、「採掘権者」又は「租鉱権者」とは、石炭を目的とする鉱業権、採掘権又は租鉱権を有する者をいい、「鉱区」又は「租鉱区」とは、同条を除くほか、石炭を目的とする鉱業権又は租鉱権

の鉱区又は租鉱区をいう。

2 この法律で「鉱業施設」とは、石炭鉱業に使用する土地、工作物、機械その他の施設であつて、通商産業省令で定めるものをいう。

(行為の効力の承継)

第三条 この法律の規定によつてした処分及び鉱業権者、租鉱権者又は関係人がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、これらの者の承継人に対しても、その効力を有する。

2 この法律の規定によつてした処分及び採掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、租鉱権の範囲内において租鉱権者に対しても、その効力を有する。

3 この法律の規定によつてした処分及び租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、採掘権の範囲内において採掘権者に対しても、その効力を有する。ただし、採掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合は、この限りでない。

第二章 石炭資源活用委員会

(目的及び設置)

第四条 石炭資源の活用に関する国の施策の計画的な推進と石炭資源の活用に関する行政の民主的な運営に資するため、通商産業省に石炭資源活用委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第五条 委員会は、次の各号に掲げる事項の重要なものについて調査し、審議し、及び決定し、その決定に基づき通商産業大臣に対し意見を述べる。

一 石炭資源活用基本計画に関する事項

二 石炭資源活用実施計画に関する事項

三 開発地域の指定及び開発計画に関する事項

四 鉱区の調整に関する事項

五 石炭の需給計画に関する事項

六 石炭の価格に関する事項

七 石炭鉱業に従事する労働者に関する事項

八 石炭鉱山の保安に関する事項

九 石炭公団に関する事項

十 石炭鉱業の近代化及び安定並びに石炭鉱業を営む会社の経理の適正化に関する事項

十一 石炭資源の活用に関する施策の実施に要する経費の見積りに関する事項

十二 前各号に掲げるもののほか、石炭資源の活用に関する事項

(意見の尊重)

第六条 通商産業大臣は、委員会から前条の意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(資料提出の要求等)

第七条 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 通商産業大臣は、石炭資源の活用に関する施策について、随時、委員会の会議に出席して意見を述べることができる。

(組織)

第八条 委員会は、次に掲げる委員十人で組織する。

- | | |
|----------------------|----|
| 一 石炭鉱業の事業者を代表する者 | 二人 |
| 二 石炭鉱業に従事する労働者を代表する者 | 二人 |
| 三 石炭の需要者を代表する者 | 二人 |
| 四 石炭鉱業に関し学識経験を有する者 | 四人 |

2 委員長以外の委員のうち六人以内は、非常勤とすることができる。

3 委員会に、委員のほか、特別委員二人を置く。

4 特別委員は、議決に加わることができない。

5 特別委員は、非常勤とする。

(委員長)

第九条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、前条第一項第四号に掲げる委員のうちから、委員が選挙する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員がその職務を代理する。

(委員等の任命)

第十条 委員は、両議院の同意を得て、通商産業大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、通商産業大臣は、前項の規定にかかわらず、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、通商産業大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者

5 特別委員は、石炭鉱山所在地の地方公共団体の長のうちから、通商産業大臣が任命する。

(委員等の任期)

第十一条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前二項の規定は、特別委員に準用する。

(委員の失職及び罷免)

第十二条 委員は、第十条第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする。

2 通商産業大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(会議)

第十三条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び委員五人以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

4 委員長に事故がある場合における第二項の適用については、第九条第四項に規定する委員は、委員長とみなす。

(委員の給与)

第十四条 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員等の服務)

第十五条 委員及び特別委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第十六条 常勤の委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二 通商産業大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 非常勤の委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

(専門委員)

第十七条 専門の事項を調査させるため、委員会に、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣が任命する。

3 専門委員は、非常勤とする。

(庶務)

第十八条 委員会の庶務は、資源エネルギー庁石炭部において処理する。

(政令への委任)

第十九条 この事に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令

で定める。

第三章 石炭資源活用計画

(石炭資源活用基本計画)

第二十条 通商産業大臣は、昭和五十一年度以降の毎五箇年を各一期とする石炭資源活用基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該基本計画の最終年度における石炭の生産数量の目標
- 二 当該基本計画の最終年度における石炭の生産能率、生産費その他石炭鉱業の近代化の目標
- 三 未開発炭田の開発に関する事項
- 四 掘採が休止又は廃止されている炭田の開発に関する事項
- 五 鉱業権、租鉱権、鉱業施設又は石炭の掘採の事業(以下「鉱業権等」という。)の買取りに関する事項
- 六 石炭鉱山の近代化に関する事項
- 七 石炭の需給の安定に関する事項
- 八 石炭鉱業に従事する労働者の確保に関する事項
- 九 石炭鉱山の保安に関する事項
- 十 海外における石炭の探鉱、掘採等に関する事項
- 十一 その他石炭資源の活用に関する重要事項

3 通商産業大臣は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 通商産業大臣は、基本計画を定めるに際し、第二項第八号に規定する事項については、労働大臣と協議しなければならない。

(石炭資源活用実施計画)

第二十一条 通商産業大臣は、毎年度、基本計画の実施を図るため必要な石炭資源活用実施計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(計画の変更)

第二十二条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

2 第二十条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(資金の確保)

第二十三条 政府は、実施計画に定める石炭資源の活用のために、必要な資金の確保に努めるものとする。

第四章 石炭資源の開発

第一節 開発地域の指定等

(開発地域の指定)

第二十四条 通商産業大臣は、石炭の鉱床の状態、地質の状態その他の自然条件及び立地条件に関する調査の結果に基づき、次の各号に掲げる地域であつて、石炭資源の活用のためにはその開発を計画的に行う必要があると認められるものを指定することができる。

- 一 石炭資源の開発が十分に行われていない地域
- 二 石炭の掘採が休止又は廃止されている地域

2 前項の規定による指定は、告示により行う。

(土地の立入り)

第二十五条 通商産業大臣は、前条第一項に規定する調査のため必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、あらかじめ、土地の占有者に通知しなければならない。ただし、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合を除き、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 国は、第一項の規定による立入りによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

第二十六条 土地の占有者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(植物の伐採)

第二十七条 第二十五条第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、調査のためやむを得ない必要があつて障害となる植物を伐採しようとする場合において、その障害となる植物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、その伐採についてあらかじめ所有者の承諾を得ることが困難であり、かつ、植物の現状を著しく損傷しないときは、その承諾を得ないで伐採することができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者に通知しなければならない。

2 第二十五条第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(掘採の制限)

第二十八条 何人も、第二十四条第二項の告示に係る地域(以下「開発地域」という。)内にある鉱区又は租鉱区においては、第三十二条の規定により通商産業大臣の承認を受けた事業計画に従つて石炭を掘採する場合のほか、第三十一条第二項に規定する開発計画の告示の日から三月を経過した日(第三十二条第一項前段の規定により事業計画について承認を申請した者にあつては、その申請に係る事業計画について承認又は

不承認のあつた日)以後石炭を掘採してはならない。ただし、石炭と同種の鉱床中に存する他の鉱物を目的とする鉱業権又は租鉱権を有する者がその鉱業権又は租鉱権を行使する場合(第三十一条第二項に規定する開発計画の実施に支障を生ずる場合として政令で定める場合を除く。)は、この限りでない。

(鉱業権の設定の出願の不許可等)

第二十九条 通商産業局長は、開発地域の全部又は一部の区域について鉱業権の設定若しくは鉱区の増加の出願又は租鉱権の設定若しくは租鉱区の増加の認可の申請があつた場合において当該出願又は認可の申請をした者が石炭公団以外の者であるときは、その出願を許可し、又はその申請を認可してはならない。ただし、当該出願が第三十六条第一項の規定による協議に基づくものである場合においては、この限りでない。

(鉱業権等の買取請求)

第三十条 その鉱区又は租鉱区が開発地域内にある鉱業権者又は租鉱権者は、石炭公団に対し、当該鉱区又は租鉱区に係る鉱業権等の買取りを請求することができる。

2 前項の規定により石炭公団が買い取る場合における鉱業権等の評価その他買取りに関し必要な事項は、政令で定める。

(開発計画)

第三十一条 通商産業大臣は、第二十四条の規定により指定したときは、遅滞なく、当該開発地域の石炭資源の開発に関する計画を定めなければならない。

2 前項に規定する石炭資源の開発に関する計画(以下「開発計画」という。)に定める事項は、次のとおりとする。

一 石炭資源の開発を行うことにより達成すべき石炭の生産数量、生産能率及び生産費に関する目標

二 工の種類、費用の額その他石炭資源の開発のため実施すべき工事に関する事項

三 その他石炭資源の開発に関する重要事項

3 第二十二條第一項の規定は、開発計画に準用する。

4 第二十条第三項の規定は、第一項及び前項の場合に準用する。

(掘採の事業計画)

第三十二条 開発計画が告示されたときは、次の各号に掲げる者は、その告示の日から三月以内に当該計画に準拠して当該開発地域内にある鉱区又は租鉱区における石炭資源の開発に関する事業計画を定め、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 石炭公団

二 第二十四条第二項の規定による告示の際当該告示に係る開発地域内にある鉱区又は租鉱区において石炭を掘採している者

2 前項の事業計画には、次の事項を定めなければならない。

- 一 工事の種類、費用の額その他石炭資源の開発のため実施すべき工事に関する事項
- 二 前号の工事が完了した場合における石炭の生産数量、生産能率及び生産費の見込み
- 三 その他通商産業省令で定める事項

第二節 施業案の認可等の制限

(施業案の認可の制限)

第三十三条 通商産業局長は、採掘権者又は租鉱権者から鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第二項又は第八十七条において準用する同項の規定により施業案の認可の申請があつた場合において、当該施業案による時は、石炭の生産能率が通商産業省令で定める基準に達しないと認められるとき又は保安の確保若しくは環境の保全が充分でないと認められるときは、これらの規定の認可をしてはならない。

(請負夫の使用の承認)

第三十四条 鉱業権者又は租鉱権者は、石炭鉱山の坑内における作業であつて通商産業省令で定める種類のものにその使用人以外の者（以下「請負夫」という。）に従事させようとするときは、その作業の種類、従事させようとする期間その他の通商産業省令で定める事項を定めて通商産業大臣の承認を受けなければならない。ただし、当該鉱山における保安を確保するため緊急の必要があるときは、この限りでない。

(承認の基準)

第三十五条 通商産業大臣は、前条の承認の申請があつた場合において、その申請に係る期間が作業の種類別に通商産業省令で定める期間を超えず、かつ、その申請に係る作業に請負夫に従事させることにより基本計画の実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、同条の承認をしなければならない。

第三節 鉱区の調整

(採掘権の譲渡等の勧告)

第三十六条 通商産業大臣は、採掘鉱区が隣接する場合であつて、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違するため、若しくは鉱区相互の間の境界が複雑であるため、その鉱床の完全な開発若しくは鉱業の円滑な実施ができないと認められる場合又は鉱床の状態その他の自然条件からみて、その鉱床を一体として開発することが著しく合理的であると認められる場合において、採掘権の譲渡又は採掘鉱区相互の間の鉱区の増減を行うことによつてその鉱床の急速かつ計画的な開発を行うことができると認めるときは、当該採掘鉱区の採掘権者に対し、採掘権の譲渡又は採掘鉱区相互の間の鉱区の増減の出願について協議すべきことを勧告することができる。

- 2 前項の規定による鉱区の増減の出願に係る協議に基づく出願については、鉱業法第四十五条第三項の規定にかかわらず、同法第二十二条及び第二十四条から第三十五条までの規定は、適用しない。
- 3 第一項の規定による鉱区の増減の出願に係る協議に基づく出願は、当事者が連名でし

なければならない。

(決定の申請)

第三十七条 前条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議が調わないときは、当事者は、通商産業大臣の決定を申請することができる。

2 前項の決定を申請するには、前条第一項の規定による協議の経過を記載した書類その他通商産業省令で定める書類を提出しなければならない。

(意見書の提出)

第三十八条 通商産業大臣は、前条第一項の決定の申請があつたときは、その旨を公示するとともに、当該採掘権者及び当該採掘権に関し登録上利害関係を有する第三者に通知し、二十日を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の期間を経過した後でなければ、決定してはならない。

(処分の禁止)

第三十九条 採掘権者は、前条第一項の規定による通知を受けた後は、第三十七条第一項の規定による申請を拒否する旨の決定があるまで、第四十一条第二項の規定による採掘権の移転若しくは変更の登録があるまで、又は第四十二条第二項において準用する鉱業法第九十九条の規定により決定がその効力を失うまでは、当該採掘権を譲渡し、又は変更することができない。

(決定)

第四十条 通商産業大臣は、次に掲げる事項を定めて、採掘権の譲渡又は採掘鉱区相互の間の鉱区の増減の決定をしなければならない。

一 採掘鉱区の所在地

二 採掘権の登録番号

三 採掘権の譲渡の場合にあつてはその譲渡の時期、採掘鉱区相互の間の鉱区の増減の場合にあつては採掘権の変更の時期及び内容

四 対価並びにその支払の時期及び方法

2 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

(決定の効果)

第四十一条 前条第一項の決定があつたときは、当事者の間に、採掘権の譲渡又は採掘鉱区相互の間の鉱区の増減について協議が調つたものとみなす。

2 前項の規定により協議が調つたものとみなされた場合において、対価を支払うべき者が対価の全部の支払又は供託をしたときは、通商産業局長は、その採掘権の移転又は変更の登録をし、かつ、その旨を当事者に通知しなければならない。

(鉱業法の準用)

第四十二条 鉱業法第九十七条及び第九十八条の規定は、第四十条第一項の決定による対価に準用する。

2 鉱業法第九十九条の規定は、第四十条第一項の決定に準用する。

第五章 需給の安定

(需給計画)

第四十三条 通商産業大臣は、毎年度、実施計画に基づき、石炭の需給計画を定めなければならない。

2 第二十条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(生産数量等の指示)

第四十四条 通商産業大臣は、前条の需給計画を実施するため、鉱業権者又は租鉱権者(石炭公団を除く。以下この章及び第八章(第百条を除く。)において同じ。)に対し、石炭の品位ごとの数量を定めて、その生産について必要な指示をするものとする。

(石炭公団による買取り)

第四十五条 鉱業権者又は租鉱権者が前条の指示に従い掘採した石炭は、石炭公団が買い取るものとする。

(販売の制限)

第四十六条 石炭公団以外の者は、石炭を業として販売してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 鉱業権者又は租鉱権者がその掘採した石炭を石炭公団に売り渡す場合
 - 二 鉱業権者又は租鉱権者がその掘採した石炭を石炭公団の委託を受けて販売する場合
 - 三 次条ただし書の規定による委託を受けて石炭を輸入した者がその輸入した石炭を石炭公団の委託を受けて販売する場合
 - 四 石炭公団の指定を受けた者が小口需要に応ずるための石炭を販売する場合
- ##### (輸入又は輸出の制限)

第四十七条 石炭公団以外の者は、石炭を業として輸入し、又は輸出してはならない。ただし、石炭公団の委託を受けた場合は、この限りでない。

(価格の決定)

第四十八条 通商産業大臣は、毎年度、石炭の販売価格及び石炭公団の石炭の買取価格を定めなければならない。

2 前項の買取価格は、政令で定めるところにより、石炭の標準的な生産費を基準とし、石炭の鉱床の状態、地質の状態その他の自然条件及び立地条件を参酌して定めるものとする。

3 第一項の販売価格は、同項の買取価格、石炭の輸入価格、石炭以外の燃料の価格その他の経済事情を参酌して定めるものとする。

4 第二十条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

(石炭の価格の変更)

第四十九条 通商産業大臣は、石炭の生産費又は経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、前条第一項の規定により定めた石炭の販売価格又は買取価格を変更しなければならない。

2 第二十条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(需要増加のための措置)

第五十条 政府は、石炭の需要を増加させるため、火力発電、都市ガス、石炭化学等の事業施設の設置又は拡張に対し、資金の確保その他適切な措置を講ずるものとする。

第六章 労働者の確保

第五十一条 政府は、石炭鉱業に従事する労働者の確保を図るため、次の各号に掲げる事項について、速やかに、適切な措置を講じなければならない。

- 一 労働時間の短縮その他労働条件の改善に関する事項
- 二 労働者のための住宅の建設の促進に関する事項
- 三 厚生施設、医療施設及び教育施設の整備に関する事項
- 四 労働者の年金に関する制度の拡充に関する事項
- 五 石炭鉱業に関する技術の修得に関する事項

第七章 石炭公団

第一節 通則

(目的)

第五十二条 石炭公団は、石炭資源の活用を図るため、石炭資源の開発、石炭の需給の安定、鉱業権等の買取り、石炭鉱業に対する資金の供給等の業務を行うことを目的とする。

(法人格)

第五十三条 石炭公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第五十四条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五十五条 公団の資本金は、一千億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、公団に追加して出資することができる。この場合において、公団は、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第五十六条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第五十七条 公団でない者は、その名称中に石炭公団という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

(民法の準用)

第五十八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公団に準用する。

第二節 経営委員会

(設置)

第五十九条 公団に、経営委員会を置く。

(権限)

第六十条 次の事項は、経営委員会の議決を経なければならない。

- 一 予算、事業計画及び資金計画
- 二 決算
- 三 長期借入金及び短期借入金の借入れ並びに石炭債券の発行
- 四 長期借入金及び石炭債券の償還計画
- 五 その他経営委員会が特に必要と認めた事項

(組織)

第六十一条 経営委員会は、次に掲げる委員七人並びに公団の総裁及び副総裁をもつて組織する。

- | | |
|----------------------|----|
| 一 石炭鉱業の事業者を代表する者 | 一人 |
| 二 石炭鉱業に従事する労働者を代表する者 | 一人 |
| 三 石炭の需要者を代表する者 | 二人 |
| 四 石炭鉱業に関し学識経験を有する者 | 三人 |

2 経営委員会に委員長を置き、前項第四号に掲げる委員のうちから、委員が選挙する。

3 委員長は、経営委員会の会務を総理する。

4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命及び任期)

第六十二条 委員は、通商産業大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の欠格条項)

第六十三条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者
- 二 政府職員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非

常勤のものを除く。)

三 公団の役員又は職員

(委員の罷免)

第六十四条 通商産業大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

2 通商産業大臣は、委員が次の各号の一に該当するとき、その他委員が委員たるに適しないと認めるときは、これを罷免することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(委員の秘密保持義務)

第六十五条 第十五条の規定は、委員に準用する。

(会議)

第六十六条 経営委員会は、委員長が招集する。

2 経営委員会は、委員長、委員三人以上及び総裁又は副総裁の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 経営委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

4 委員長に事故がある場合における第二項の適用については、第六十一条第四項に規定する委員は、委員長とみなす。

5 経営委員会は、理事、監事又は公団の職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

(公務員たる性質)

第六十七条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 役員及び職員

(役員範囲)

第六十八条 公団に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事九人以内及び監事三人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第六十九条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、公団を代表し、総裁が定めるところにより、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、総裁が定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、公団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命及び任期)

第七十条 総裁及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、通商産業大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

3 役員の任期は、三年とする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第七十一条 第六十三条第一号又は第二号に該当する者は、役員となることができない。

(役員の罷免)

第七十二条 通商産業大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が第六十三条第一号又は第二号に該当するに至つたときは、その役員を罷免しなければならない。

第七十三条 通商産業大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が第六十四条第二項各号の一に該当するときその他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を罷免することができる。

2 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を罷免しようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第七十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第七十五条 公団と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、総裁及び副総裁は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第七十六条 総裁は、理事又は公団の職員のうちから、公団の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第七十七条 公団の職員は、総裁が任命する。

(準用規定)

第七十八条 第十五条及び第六十七条の規定は、役員及び職員に準用する。

第四節 業務

(業務の範囲)

第七十九条 公団は、第五十二条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 石炭の探鉱及び掘採
- 二 石炭の買取り及び販売（輸入及び輸出を含む。）
- 三 第三十条第一項の規定による買取請求に係る鉱業権等その他の鉱業権等の買取り

- 四 買い取つた鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区に係る鉱害の賠償
 - 五 坑内骨格構造整備拡充補助金の交付
 - 六 石炭鉱山の近代化に必要な資金であつて通商産業省令で定めるものの長期かつ無利子の貸付け
 - 七 前号に掲げるもののほか、石炭の掘採の事業に必要な資金で通商産業省令で定めるものの貸付け又はその資金に係る債務の保証
 - 八 石炭鉱山の近代化に必要な機械であつて通商産業省令で定めるものの貸付け及び譲渡
 - 九 石炭の流通の合理化に必要な資金であつて通商産業省令で定めるものの貸付け
 - 十 石炭の液化及びガス化の事業化の推進
 - 十一 海外における石炭の探鉱及び掘採並びにこれらに必要な権利又は施設の取得
 - 十二 海外における石炭の探鉱及び掘採の事業に必要な資金を供給するための出資若しくは資金の貸付け又はその資金に係る債務の保証
 - 十三 前各号の業務に附帯する業務
 - 十四 前各号に掲げるもののほか、第五十二条の目的を達成するために必要な業務
- 2 公団は、前項第十四号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第八十条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その業務方法書を告示しなければならない。

(鉱害賠償のための積立て)

第八十一条 公団は、その買い取つた鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区に係る鉱害の賠償に要する費用に充てるため、通商産業大臣の認可を受けた方法に従い、積立てをしなければならない。

(坑内骨格構造整備拡充補助金の交付)

第八十二条 坑内骨格構造整備拡充補助金の交付は、採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対し、当該採掘権者が行う坑道の掘削又は拡大の工事であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに必要な経費について行うものとする。

(利益の配当の制限)

第八十三条 第七十九条第一項第六号に掲げる資金の貸付けを受けた者が会社である場合には、当該借入金の償還が終わるまでの期間に係る各事業年度においては、政令で定めるところにより、減価償却その他の費用について必要な経理を行つた後でなければ、当該決算において利益の配当をしてはならない。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第八十四条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第八十五条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第八十六条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第八十七条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 公団は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)

第八十八条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び石炭債券)

第八十九条 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は石炭債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

- 5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 6 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（政府の援助）

第九十条 政府は、公団に対し、予算の範囲内において、鉱業権等の買取り及び坑内骨格構造整備拡充補助金の交付に必要な資金の全部又は一部に充てるため、補助金を交付することができる。

- 2 政府は、公団に対し、長期若しくは短期の資金の貸付けをし、又は債券の引受けをすることができる。

第九十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第九十二条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第九十三条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 資金運用部への預託
- 二 銀行への預金又は郵便貯金
- 三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託
- 四 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

（給与及び退職手当の支給の基準）

第九十四条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（通商産業省令への委任）

第九十五条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第六節 監督

(監督)

第九十六条 公団は、通商産業大臣が監督する。

- 2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第九十七条 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして公団の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七節 補則

(鉱業法の適用除外)

第九十八条 公団が買い取る租鉱権については、鉱業法第七十二条の規定は、適用しない。

(大蔵大臣との協議)

第九十九条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

- 一 第七十九条第二項、第八十条第一項、第八十五条、第八十九条第一項、第二項及び第六項並びに第九十二条の認可をしようとするとき。
- 二 第八十七条第一項及び第九十四条の承認をしようとするとき。
- 三 第七十九条第一項第六号から第九号まで、第八十二条及び第九十五条の通商産業省令を定めようとするとき。
- 四 第九十三条第四号の規定による指定をしようとするとき。

第八章 雑則

(鉱業法の適用除外)

第一百条 鉱業法第六十二条及び第八十六条の規定は、鉱業権者及び租鉱権者については、適用しない。

(業務又は経理の改善等に関する勧告)

第一百一条 通商産業大臣は、石炭鉱業の近代化のため特に必要があると認めるときは、鉱業権者又は租鉱権者に対し、業務又は経理の改善に関する勧告をすることができる。

- 2 通商産業大臣は、鉱床の一体的な開発、鉱業施設の効率的な利用その他石炭鉱業の生産又は経営の近代化を図るため、鉱業権者又は租鉱権者が相互に協力して事業活動を行い、又はその事業を一体的に運営することが特に必要であると認めるときは、当該鉱業権者又は租鉱権者に対し、必要な勧告をすることができる。

(報告の徴収)

第百二条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、鉱業権者又は租鉱権者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第百三条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鉱業権者又は租鉱権者の事業場、倉庫、事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第九十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(不服申立ての手續における聴聞)

第百四条 通商産業大臣は、この法律の規定による処分についての異議申立て又は審査請求を受理したときは、異議申立人又は審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、異議申立人又は審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(不服の理由の制限)

第百五条 第四十条第一項の決定についての異議申立てにおいては、対価についての不服をその決定についての不服の理由とすることができない。

(権限の委任)

第百六条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に屈する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に委任することができる。

第九章 罰則

第百七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条の規定に違反して、石炭を掘採した者

二 第三十四条の規定による通商産業大臣の承認を受けず、又はその承認を受けたところによらないで請負夫を作業に従事させた者

第百八条 第十五条（第六十五条及び第七十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百九条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条の規定に違反して石炭を業として販売した者

二 第四十七条の規定に違反して石炭を業として輸入し、又は輸出した者

第百十条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条の規定に違反して第二十五条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

二 第二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百十一条 第九十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第百十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七條、第九條又は第十條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第百十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五十六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第七十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第九十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第九十六条第二項の規定による命令に違反したとき。

第百十四条 第五十七条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

2 石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）及び電力用炭販売株式会社法（昭和三十八年法律第百四十四号）は、廃止する。

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

理 由

最近における世界のエネルギーの需給の動向にかんがみ、我が国におけるエネルギー資源として石炭の活用を図るため、石炭資源活用委員会、石炭資源活用計画、石炭資源の開発、石炭の需給の安定のための施策等について定め、もつて石炭の計画的かつ合理的な生産及び供給を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、初年度において約二百五十億円の見込みである。